

# 使用料減免手続きガイドライン

平成31年3月

唐津市 政策部 行政改革課

## 1 本市における使用料減免措置の現状と課題

行政財産又は公の施設の使用料は、施設利用者が施設を利用する際に得られる受益の対価として等しく負担していただくものであり、この使用料は当該施設の維持管理費用の財源となるものです。

使用料は、施設利用者の負担を政策的に軽減する必要があると判断できる場合には、使用料の一部若しくは全部を免除することを条例及び規則の減免規定により可能としています。

使用料の減免措置により、本市におけるスポーツや文化、生涯学習の振興及び推進のために一定の成果を挙げているところですが、利用する団体のほとんどが減免措置を受けることで施設利用者の固定化を招いているなど、使用料の本来のあり方が問われています。

このような中、本市施設において、司法により使用料の減免手続きの不備と判断される事象が発生しており、その判断及び事務手続きに厳密な対応が必要となっています。

施設使用の対価として定めている使用料の意義を保ち、また、本市住民全体の平等性を維持するため、減免基準を明確にし、適切な運用をするための基本方針を定める必要があります。

そこで、次のとおり基準を定め、これをもとに公益性の度合い等により使用料の減免措置が真に必要なかを判断し、減免措置決定の手続きを行うこととします。

## 2 使用料減免措置に関する取り扱い

### (1) 応益負担の原則

使用料は、応益負担の考え方により、利用者が負担することを原則とし、減免は公益性の高い活動等を支援する観点から例外的に行う措置とします。

### (2) 減免措置の基本的な考え方

減免措置を行う場合には、それぞれの施設の条例、規則に減免措置に関する規定があることが必須であり、条例、規則に減免の規定がない施設は減免することができません。

減免措置は、あくまでも特例措置であり、その適用については、やむを得ないと判断できるものに限り、基準を明確にするなど公平性と公正性を確保する必要があります。

### (3) 減免措置の申請事務手続き

減免措置は、原則として利用者からの申請によらなければ実施できません。

また、利用者が減免措置の適用を申請する場合は、減免基準を満たしているかどうか、使用料減免の判定フロー及び所定の確認方法により確認することとし、利用者がこれに従わず、減免の基準を満たしているか確認できない場合は、使用料を減免することができません。

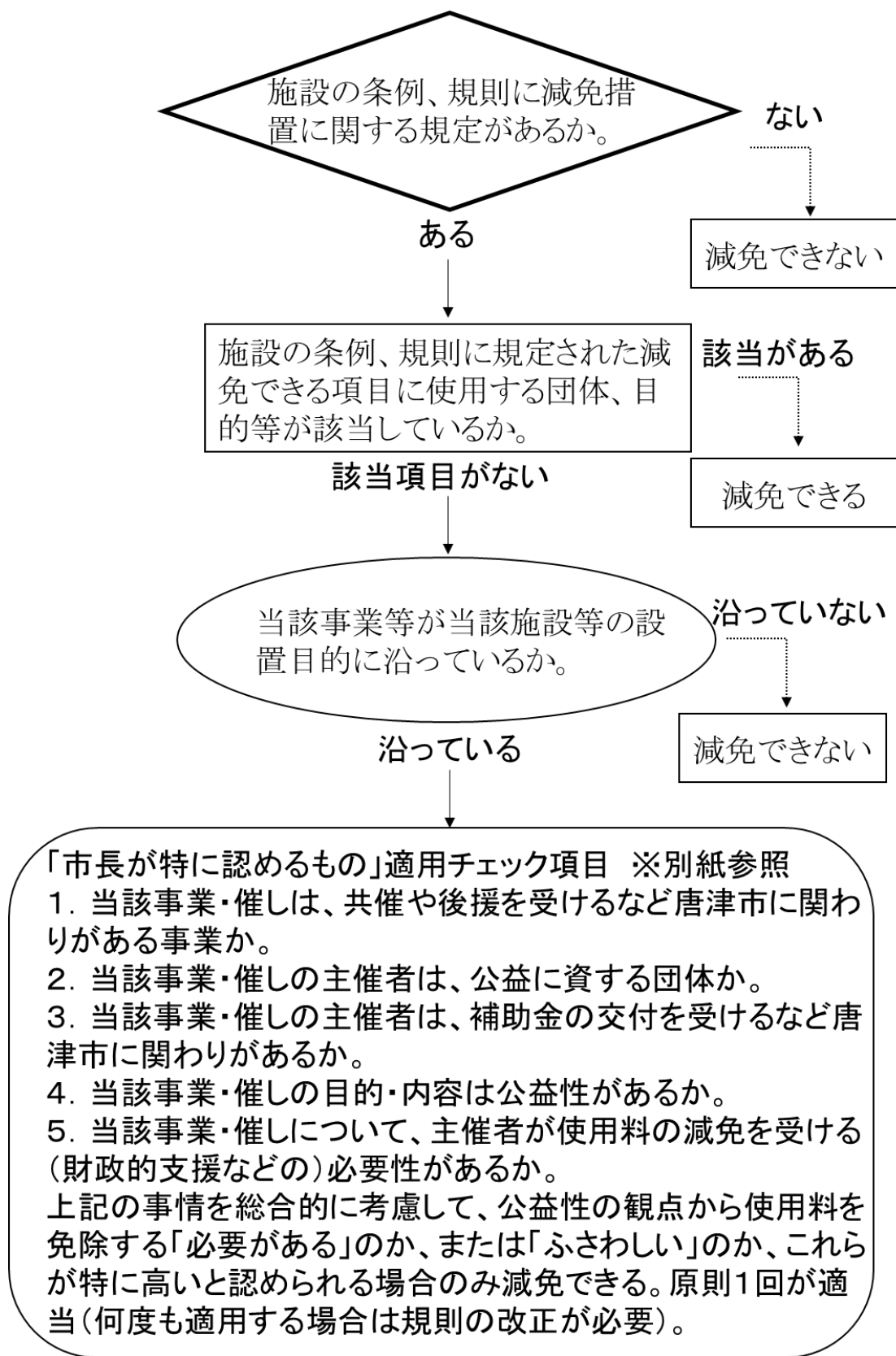
減免の決定は、当該年度のみ有効とします。減免を要する事業が複数年度に亘る場合であっても、当該年度の減免の決定に係る事務処理が必要です。

「市長が特に認めるもの」は、例外規定として定められている条例、規則の事項のほかに、さらに例外的に減免する必要があるものの規定であり、減免の判断には、公平・公正な観点での判断を徹底する必要があります。

本条項も、本市が行う施策に寄与するもの又は公益に資するものに該当する場合にのみ適用されるものであることを考慮し判断してください。

また、「市長が特に認めるもの」として減免するのは、例外規定として定められているものの更に例外であるため、原則1回が適当であり、特定の団体等に恒常的に適用している場合は、規則を改正するよう努めてください。

(4) 使用料減免の判定フロー



## (5) 「市長が特に認めるもの」の事務手続き

また「市長が特に認めるもの」として減免措置を決定する場合は、チェック表（参考資料は別紙のとおり）などを用いて、減免の可否について整理を行ったうえで、

- ① 決裁行為により決定すること
- ② 当該年度中のみ有効であること
- ③ 減免理由及び金額を明確にすること

この3つの条件を必ず確認し、文書を起案してください。

なお、同一の減免理由による場合は、一括して文書を起案することも可能とします。

起案者は、減免措置が決裁日から遡及して適用できないことに注意してください。

## (6) 施設の条例、規則で規定する公共的団体等について

地方自治法第157条に規定される「公共的団体等」とは、農協、漁協、生協、商工会議所等の産業経済団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会等の文化事業団体等いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされており（昭和24年行政実例）、また、民法34条（現行33条）の規定に基づく公益法人についても、その具体的活動が公共的活動に及ぶ限りにおいては本条の公共的団体等に包含されるとされています。（昭和34年行政実例）

また、自治会・町内会等については、地方自治法260条の2によれば「地縁による団体」に分類されますが、「住民自治」に極めて深い関連を有し地域社会において重要な役割を担っていることから、公共的な活動を営む場合においては、公共的団体等に含まれると解されるため、活動内容に応じて本項目を適用することとします。

なお、各法令等の「公共的団体」は、平成18年9月15日総行市第131号による総務省自治行政局市町村課長通知の内容から、公共的団体等と同様の

団体が該当するものとしします。

※公共的団体等であっても一律に減免対象とするのではなく、事業目的に公益性があることが必要です。

### **3 適用時期**

本ガイドラインについては、平成31年度（2019年度）以降から適用するものとします。ただし、本ガイドラインの指針に基づき、規則の改正を行う場合は、一定期間周知に努めることは必要と考えますが、遅くとも平成32年度（2020年度）以降から適用することとしてください。

使用料の減免における  
「市長が特に認めるもの」適用チェック表（例）

減免申請者： \_\_\_\_\_

使用物件： \_\_\_\_\_

使用目的： \_\_\_\_\_

- ・チェックのために必要な書類（事業計画書や団体紹介のパンフレットなど）があれば添付してください。
- ・チェック項目を確認した結果を✓で記入してください。

| No. | チェック項目                                       | 確認結果 |       |
|-----|--|------|-------|
|     |  | 該当する | 該当しない |
| 1   | 当該事業・催しは、共催や後援を受けるなど唐津市に関わりがある事業か。           |      |       |
| 2   | 当該事業・催しの主催者は、公益に資する団体か。                      |      |       |
| 3   | 当該事業・催しの主催者は、補助金の交付を受けるなど唐津市に関わりがあるか。        |      |       |
| 4   | 当該事業・催しの目的・内容は公益性があるか。                       |      |       |
| 5   | 当該事業・催しについて、主催者が使用料の減免を受ける（財政的支援などの）必要性があるか。 |      |       |

- ・使用料減免の判定基準に基づき、減免の可否を判定してください。
- ・減免の可否の欄に、減免できる場合は可、減免できない場合は否と記入してください。

| 使用料減免の判定基準  | 減免の可否 |
|---|-------|
| 上記のチェック項目の内容を総合的に考慮して（該当項目が一つでもあれば減免できるというものではない）、公益性の観点から使用料を免除する「必要がある」のか、または「ふさわしい」のか、これらが特に高いと認められる場合のみ減免できる。 |       |